

法令実務講師養成研修

研修の目的とねらい

市町村等が実施する「法令実務研修」において、講師として活躍できるようになる。

- 法令実務の基礎知識について理解を深めます。
- 講師を務める際の心構えや指導方法を学びます。
- 模擬講義を通して実践的な法令実務講師の育成を図ります。

期日	前期	1日目	令和3年11月4日(木) 10時～16時30分 ※集合：9時45分	
		2日目	令和3年11月5日(金) 9時30分～16時30分	
	後期	3日目	令和3年11月9日(火) 9時30分～16時30分	
		4日目	令和3年11月10日(水) 9時30分～16時30分	
会場	茨城県自治研修所 7階 702研修室		講師	学識経験者
対象	講師として意欲のある職員 新規採用職員等を対象とした庁内研修の講師を予定している、職員に対して法令実務について指導する立場である といった方		計画人員	15人

研修の概要

法に基づき行政事務を執行する公務員にとって、法令の知識は必要不可欠です。当研修では、4日間の講義・演習を通して、各自治体で法令実務についての講義を行う講師を養成します。

前期の2日間では、法の仕組みや法令等の生成循環過程など、法令実務の基礎知識を習得する講義を行います。後期の2日間では、模擬講義等により、実践的な指導者の育成を図ります。

タイムスケジュール

	9:30	9:45	10:00	12:00	13:00	16:30
前期	1日目	開講 オリエンテーション		法の仕組み（講義）	休憩	
	2日目			法令等の生成循環過程、法令等の構成及び表現（講義）	休憩	
後期	3日目			模擬講義、指導講評（演習）	休憩	
	4日目			模擬講義、指導講評（演習）	休憩	閉講

※計画内容は、講師との打合せ等により、若干変更となる場合がありますので、予め御留意ください。

担当者のメッセージ

- ・ 法令知識と講義技法の習得（再定着）によって、より質の高い法令実務講師の養成を目指します。
- ・ 新たに庁内研修の担当となる方はもちろん、既に講師を担当している方にもおすすめの研修です。

■茨城県自治研修所 市町村研修課

〒310-0802 水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階
TEL 029-303-1326 FAX 029-233-1031
E-mail jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp

■交通アクセス

- ・水戸駅南口から徒歩約10分
 - ・研修生用駐車場(水戸市三の丸3丁目9番地)から徒歩約10分
- 詳しくは当研修所HPを御覧ください。
<http://www.ibaraki-jichiken.jp>